

元禄・享保期の真宗地帯，越中における若者の 参宮—氷見地域について

深井 甚三

On the young peoples Pilgrimage to the Grand Shrine of Ise
in Etyu which is the Sinshyu sect of Buddihism area in a
Genroku-Kyouhou period—on Himi area

Jinzo FUKAI

キーワード：社寺参詣，参宮，若者，通過儀礼，加賀藩領

keywords：Visit of Shrines and Temples, Pilgrimage to the Grand Shrine of Ise, Young man Rite of passage of young peoples, Kaga clan domain

筆者は先年、伊勢参りでも無許可で行われる抜け参りに着目し、この抜け参りが若者の通過儀礼として元禄・享保期の信州や奥州南部の守山領地域で展開したことを、それが文化期に変容していったことを明らかにしている⁽¹⁾。そこでは元禄以前の参宮・抜け参りの詳細な実態解明はもちろんのこと、元禄・享保の段階でのとりわけ浄土真宗地帯での参宮・抜け参りの検討が筆者に残された課題となっていた。

神儀不拝，軽視を特徴とするとされる真宗が盛んな地帯では参宮が行われたとしても希薄であることが指摘されている⁽²⁾。新城常三氏は真宗門徒の本山参りが近世に盛んに行われるようになったことに加えて、本山参りという「参詣の遊楽性」が希薄で多分に信仰的内実を保持したことで、その際に他社寺への参詣をみないことも指摘している⁽³⁾。もっとも氏は、信仰心の篤い門徒ばかりがいるわけではないことから、他宗の寺社へ参ったり京都見物をする門徒も存在することの指摘も行う。また、氏は加賀藩では万治年間に参宮を禁止する法令も示している⁽⁴⁾。

17世紀中頃の加賀藩で参宮の法規制が出されるような参宮展開の実態があることは、信仰心の濃度の個人差が関係するとしても、あらためて具体的事例から門徒の参宮を検討する必要があることを意味する。その際に注意しなければいけないのは、真宗信仰が活発な地域といっても、他宗派の者たちも地域内には当然に存在するので、門徒であることが確実な人々の事例を踏まえて検討することである。

享保以前の参宮の実態を示す文書となるとやはり越中では少ない。元氷見庄の射水郡地域でもこうし

た文書の残りが良くない。しかし、幸いなことに葛葉村名主を務めた名苗家には元禄期の貴重な参宮の願書が残されている。また、葛葉村と同じく氷見地域の射水郡鞍骨村の藤井家にも、享保以前の貴重な参宮関係文書が若干であるが残された。しかもこれらはみな若者の参宮にかかわる史料である。名苗家は真宗の道場を務めた家で、藩政期には能登の真宗寺院臨永寺の別舎となり、信徒の講宿を務めていた⁽⁵⁾。すなわち、名苗家は、村内は勿論近在の村々の住民に対して浄土真宗布教面で大きな役割をはたしていた家であった。また、藤井家の居住した鞍骨村には真宗寺院以外の寺院はなく、そして神明社も村内の神社に勧請されていないことは本文で改めて示す。以上のように、両家の存在した村は真宗の盛んな村であり、この両家の関係史料は、元禄・享保期の段階の真宗が盛んな越中の村でも、抜け参りではないものの、若者による参宮の慣行が展開し始めたことを教えてくれる貴重な史料である⁽⁶⁾。そこで、本稿ではこれらの史料により、真宗信仰の盛んな氷見地域での元禄・享保期の参宮の実態をうかがい、特に若者の参宮について明らかにしたい。

対象となる氷見地域は二上山系から能登の宝達山や石動山などの山系に囲まれた、能登半島の付け根に当たる地域である。ここは複数の丘陵が区分して谷を発達させた地域である。藤井家の居住した鞍骨村は十三谷地区に位置するが、同地区は氷見市南部にあり、鞍骨村は現在の高岡市域に隣接した村である。葛葉村の場合は上庄谷地区に位置しているが、ここは氷見市の西南部で、同村はこの丘陵地の山

地に位置した村である。なお、早くより開発の進んでいた氷見地域では伊勢の御師の活動も盛んであり、氷見地域の政治・経済の中心となる氷見の町には毎年御師が来ていたことは町年寄の日記『応響雑記』でよく知られており、また鞍骨村や葛葉村とは氷見町からみて反対方向にある能登に近い小境には伊勢領も置かれていた⁽⁷⁾。本稿が対象とする名苗・鞍骨両村は氷見町や小境などのような御師の影響は受けにくいと思うものの、伊勢信仰の影響を住民が一部に受ける、重層的な信仰のあり方は念頭におかなければならないことは断っておきたい。

一、葛葉村

上庄谷地区の丘陵山地にある葛葉村は、寛文10年(1670)の村御印⁽⁸⁾によれば、草高46石、免5割3分で、小物成は山役24匁、蠟役3匁であった。

葛葉村は石高が46石の小村であり、生業をうかがわせる小物成はわずかに山役と蠟役の負担だけであった。この村が山林にかかわる稼ぎに依存していることがよくわかる。その後の元禄13年(1700)の「葛葉村百姓持高指引書上帳」⁽⁹⁾によると草高は変わらず46石であるが、これによると百姓数8人の村であった。このうち3人が下百姓であり、肝煎でもわずか5石9斗の持高でしかなく、住民が農業外の生業に依拠しなければならないが、上の小物成に見るように当然に山にかかわった生業を持つことになる。とりわけこの村ではそうけ作りが盛んであったことで知られているが、後の享和4年(1804)正月「当開作人馬付田地請下シ并頭振商売等書上ケ申帳」⁽¹⁰⁾によると、無高の頭振7軒はみなそうけ作りを家業に暮らしていることを記す。文化3年(1806)5月の「葛葉村村鏡帳」⁽¹¹⁾は村の稼ぎをそうけとしているように、高持農民も余業にそうけを作っていることは間違いない。

重要な村人の信仰面であるが、天明6年(1786)の「射水郡高免寺庵宮など書記申帳」⁽¹²⁾によると、百姓9軒、頭振8軒のこの村には寺はなく、神社は白山社があるだけで、ここも神明社は勧請されていない。地域の神社を書き上げた正徳2年(1712)の「射水郡社号帳」によれば、山王社と記載されているが、いずれにしても神明社は存在しない⁽¹³⁾。この村に寺院はないといっても、肝煎を務めた名苗家が真宗の道場となっていた。家数からみても同家

が村の住民の信仰をリードする存在であったことは間違いない。

この村の肝煎家で真宗の道場でもあった名苗家の文書には元禄期の参宮関係の文書が2点ある。

まず、次の元禄7年閏5月の参宮願書控である。

覚

射水郡葛葉村善太郎セかれ

一、壹人 歳貳拾 武兵衛

同村

一、壹人 歳四拾八 半四郎

同村二郎作セかれ

一、壹人 歳三拾七 介九郎

同村与三右衛門甥

一、壹人 歳三拾四 八助

ノ男四人

右之者共、伊勢参宮仕申候間、大正持御関所通り御切手被下候様ニ被仰上可被下候、此者其他国奉公又ハ日用等ニ罷越申者ニ而ハ無御座候、来月四日以前ニ罷帰申候間、罷帰次第ニ御案内可申上候、若耕作手間申候歟、自然切支丹宗門之者又ハ牢人科人以下を紛かし、御切手於申請ハ以来御聞付次第、私共如何様ニ茂曲言可被仰付候、其上右之者他国ニ居留り申候ハ、早速呼もとし、御案内可申上候、為其私共御請合状指上申所、如件

射水郡葛葉村肝煎

元禄七年閏五月十四日 善太郎

与合頭

二郎作

同村請人

少八郎

仏生寺村

同

平四郎殿

長助

この文書によると同村の四人の男性が参宮を出願している。まず善太郎の伴武兵衛、そして半四郎、二郎作伴介九郎、与三右衛門甥八助であるが、奥書きした村役人を見ると武兵衛の親は肝煎で、介九郎も組合頭というように、村役人の子供であり、村内でも富裕農民の子弟らの参宮ということになる。ただ善太郎は20歳の若者であるが、介九郎はすでに37歳、同行した八助も34歳であり、妻帯していてもふしぎではない年齢の者である。彼等に加えて48

歳の半四郎が同行している。彼は一家の当主であるが、元禄13年の百姓持高指引書上帳⁽¹⁴⁾によると下百姓として出る。これによると善太郎は5石余、二郎作は3石余、与三右衛門は8石余の高持ちちというように小高持であるが山間地の村なのでこのような高となる。いずれにしてもこの三家は村内の有力住民で、彼等の子弟を下百姓の半四郎が引き連れて参宮したといえよう。

彼等の参宮期間はこの願書によると来月4日までとなっている。出立がいつか、また他出期間は明記していないが、この願書の提出日からすると少なくとも2週間はその期間が取れるようになっている。

なお、もう1点の史料は前記文書の前日の日付である参宮願書の断簡で、しかも記載に一部、抹消部分があるので下書とみられる。これには残念ながら参宮者の名前部分が欠如しているが、記載された日付とその内容から前記文書の下書とみなすことができる。

二、鞍骨村

十三谷に位置する鞍骨村は寛文の村御印⁽¹⁵⁾によると、村高は667石であり、この地域の村としては決して小村ではない。元禄14年には667石の石高となっている⁽¹⁶⁾。村御印の小物成からうかがえるこの村の生業は、この村の集落は山中にあるわけではないが御林山などの山を抱える村のために山の利用にての稼ぎがあり、山役が207匁と蟬役が22匁あった。

次に重要な住民の信仰を考えるために寺社の存在を天明6年(1786)の「射水郡高免寺庵宮など書記申帳」⁽¹⁷⁾にみると、寺は2ヶ寺あるが、いずれもお東の浄土真宗の寺で、唯明寺と専長寺であった。また、神社は隣村社人仏生寺村平井大和が扱う諸神社が勧請されているものの、神明社は勧請されていない。この村の住民の信仰が真宗を主としていたものであったことがわかる。なお、家数はこの年の場合、百姓55軒、頭振16軒の72軒であるが、それに先立つ貞享4年(1687)5月の「公義御触ニ付請書」には67名と唯明寺が署名している。

鞍骨村の藤井家は初期十村という地域の有力農民であった。同家には初期の貴重な文書が残されていることがよく知られているが、次の宝永と享保の伊

勢参宮願書と一点の帰国届書も残されている⁽¹⁸⁾。

参宮願書「覚」

資料1、宝永元年6月 くらほね村肝煎四郎右衛門他より仏生寺平四郎宛願書「覚」(射水郡鞍骨村四郎右衛門倅久四郎(31歳)、同村七右衛門倅平兵衛(30歳)・・・(史料1)

資料2、宝永2年5月28日 差し出し・宛名欠の願書「覚」(射水郡鞍骨村市郎右衛門せかれ伝右衛門(20歳)、同村藤左衛門せかれ又次(23歳)、同村五兵衛せかれ三(17歳)、同村市郎兵衛下人小左(24歳)、同村十右衛門せかれ三右衛門(23歳)、同村長左衛門せかれ四郎(16歳)[当29日出6月18日帰国]・・・(史料2)

資料3、宝永3年6月3日、鞍骨村肝煎四郎右衛門他より仏生寺村平四郎宛願書「覚」、市郎右衛門(54歳)・又四郎(29歳)・与三(24歳)・善右衛門(21歳)

資料4、享保8年6月18日、鞍骨村肝煎久四郎ほかより仏生寺村平四郎宛願書「覚」、射水郡鞍骨村百姓市郎右衛門倅(24歳)、同村百姓六左衛門倅(36歳)、同村百姓少左衛門倅(22歳)、同村百姓長三郎弟三右衛門(22歳)、同村百姓久四郎倅四郎右衛門、同村百姓又六(29歳)[6月20日立ち7月11日前に帰国]

参宮帰国届

資料5、宝永2年6月20日、鞍骨村肝煎四郎右衛門他より仏生寺村平四郎宛願書「覚」(射水郡鞍骨村市郎右衛門せかれ伝右衛門(20歳)、同村藤左衛門せかれ又次(23歳)同村五兵衛せかれ三(17歳)、同村市郎兵衛下人小左(24歳)、同村十右衛門せかれ三右衛門(23歳)、同村長左衛門せかれ四郎(16歳)[当5月29日立ち6月19日帰着]・・・(史料3)

上のように参宮願書と帰国の届が揃っているのは一件だけである。この一件と同じく早い時期の参宮願書一点もあわせて以下に示す。

(史料1)

覚

射水郡鞍骨村四郎右衛門伴
一、 壹人歳三十一 久四郎

同村七右衛門伴
一、 壹人歳三十 平兵衛

右之者共伊勢参宮仕度申候間、大聖持御関所
通御切手被下候様ニ被仰上可被下候、此者共
他国奉公又ハ日用等ニ罷越申者ニ而ハ無御座
候、当月何日以前ニ罷帰申候間、罷帰リ次第
案内可申上候、若新作手間カ自然切支丹宗門
之者又ハ牢人科人以下を紛□シ御切手於申請
候者以来御聞付次第私共如何様ニも曲事ニ可
被仰付候、其上右之者其他国ニ長留リ申候ハ、
早速呼もとし御案内可申上候、為其私共御請
合状指上ケ申所如件

くらほね村肝煎
宝永元年六月 四郎右衛門
仏生寺 組合頭
平四郎殿 六左衛門
(中略)

右之通吟味仕候所ニ伊勢参宮仕候義相違無御
座候ニ付堅縮リ仕置申候間、大聖持御関所通
リ御切手被為遣可被下候、則当何日ニ罷立申
候間罷帰リ次第早速御案内可申上候、以上
仏生寺村
平四郎

古屋六丞殿

(史料 2)

覚

射水郡鞍骨村市郎右衛門せかれ
一、 壹人歳二十 伝右衛門

同村藤左衛門せかれ
一、 壹人歳十三 又次

同村五兵衛せかれ
一、 壹人歳拾七 三

同村市郎兵衛下人
一、 壹人歳十四 小左

同村十右衛門せかれ
一、 壹人歳十三 三右衛門

同村長左衛門せかれ
一、 壹人歳十六 四郎

右之者共伊勢参宮仕ルニ付御切手申請当廿九日

ニ罷立□□来六月十八日ニ帰り可申与書上ケ申
候

宝永貳年五月廿八日

[裏に「宝永元年宗門御改之以後出来人相改書
上申帳」]

(史料 3)

覚

射水郡鞍骨村市郎右衛門せかれ

一、 壹人 伝右衛門
同村藤左衛門せかれ

一、 壹人 又次
同村長左衛門せかれ

一、 壹人 四郎
同村五兵衛せかれ

一、 壹人 三
同村市郎兵衛下人

一、 壹人 小左
同村十右衛門せかれ

一、 壹人 三右衛門
メ六人

右之者共大正持寺御関所通り御切手申請、当五
月廿九日罷立伊勢参宮仕六月十九日ニ罷帰リ申
ニ付御注進申上候、以上

宝永貳年六月廿日

くらほね村肝煎

四郎右衛門
仏生寺村 与合頭

平四郎殿 六左衛門

同

吉右衛門

史料 1 は宝永元年 6 月に出示された参宮願いの願
書案文であるが、特に拒否される理由は考えられな
いので、実施されたものと見てよい。これは鞍骨村
の四郎右衛門伴久四郎と同七右衛門伴の平兵衛の 2
名が参宮を出願したものであるが、伴とはいえ前者
は 31、後者も 30 歳であった。6 月なので農繁期の
忙しい時期をはずした参宮ということになる。残念
ながら参宮期間は明示されていない。四郎右衛門伴
はその親の名前からして、肝煎の伴であることは間
違いない。すなわち、有力農民の息子がこの時期に
参宮をしようとしていたことが判明する。本来の通
過儀礼にふさわしい年齢は 15 歳前後となるが、30

の歳での参宮なので、通常の通過儀礼とは異なる。しかし、若者も参宮が必要として旅立つことを許されたものといえる。これも広義の意味では広い世間を見聞して一人前の男性となるために必要な旅として行われた参宮と捉えてよいものであろう。

史料2と同3(参宮帰国届、資料5)は同じ村民の参宮関係史料である。史料2が参宮願書案文か写、同3が帰国の際の届書である。参宮したのは市郎右衛門伴、藤左衛門伴、五兵衛伴、十右衛門伴、長左衛門伴と市郎兵衛下人の6名である。ほとんどが村民の伴であるが、彼等の親の名前からみて高持の有力農民の子弟である。彼等の年齢は16歳、17歳も1名ずついるが、他は20歳1名、23歳2名という20代の若者である。そして、彼等に加えて市郎兵衛の下人小左も参加しているが、彼も24歳の若者であるが最年長である。下人として1人だけ加わっているので、特別に高持百姓家の若者の旅を助けるために加えられたものと考えられる。彼等の旅は当初の願書では5月29日出立、6月18日帰着であった。帰国後の届けによると、帰国については6月18日となっているが、実際には19日に帰着している。彼等も5月という農繁期を避けた旅で、その期間は20日ほどという余裕のある旅であった。

なお、この宝永2年に御陰参りが行われているが、彼等は正式な届を出しての参宮であった。

次に参宮資料3の宝永3年の願書は、4人の農民の参宮についてのものである。いずれも伴などの付記はない。1名は54歳の市郎右衛門であるが、他の3名はいずれも20代の若者である。29歳の又四郎、24歳の与三、21歳の善右衛門からなる。市郎右衛門が若者の村民を引率した参宮ということになる。彼等の参宮期間は不明であるが、彼等も6月の参宮であった。

さて、宝永より後の享保8年(1723年)の参宮願書もあるが、1名を除いてやはりみな伴か弟ということである。この1名も年齢は29歳であった。伴ないし弟の続柄を持つ者は、36歳を最高齢に20代の若者たちを主としていた。36歳の六左衛門伴がリーダーとなって参宮したものとみられる。そして、彼等の参宮も6月に行われていた。

鞍骨村では参宮願書によると宝永元年(1704)6月に31歳と30歳の若者2人、翌年5月には16歳・17歳・20歳各1人と23歳の伴2人、24歳下人1人の青年たちが参宮を願い出していた。同3年6月に

も54歳の男性に加え20代の若者が参宮している。さらに享保8年6月にも30代1人に加え20代の伴や弟の続柄を持つ若者が参宮している。宝永2年の場合は御陰参りの時であるが、彼らは正規手続きをとり参宮している。

このように参宮が盛んとなった元禄以降の宝永・享保期には、氷見地域でも一家の当主だけでなく、若者らにより参宮が行われるようになっていた。

おわりに

伊勢参りが全国的に盛んとなっていった時期の元禄・享保期のその具体的なあり方についての研究があるとはいうものの、浄土真宗が盛んな地域でのその実情についてはまだ研究が十分ではないために、本稿では真宗王国といわれる越中のその能登に隣接した氷見地域の中でも、真宗の道場主が村内で大きな力を持った小村葛葉村と、やはり真宗以外の寺院を存在させない鞍骨村の文書をもとに、両村とその周辺村の住民の元禄・享保期における参宮の実情を検討した。

その結果、真宗信仰優勢なこれらの村の村民も、元禄・宝永期には参宮を行っていること、しかもその主体が村役人や高持農家の家の青年層であったことを明らかにできた。もっとも、一部に10代半ばの若者が参加するといっても、主は20代の若者による参宮であった。ただ肝煎名苗家のような真宗寺院の講宿の家を中心にした小村の葛葉村の場合は参宮願書が元禄のみに残りその後の実態がわからない問題が残る。しかしながら鞍骨村の事例から見れば、頭振のような零細農民は別として、氷見地域の村々でも元禄・享保期に高持農民の若者による参宮が広く行われるようになっていたと把握できる。

越中の東部では近現代に立山登拜が10代半ばの若者の通過儀礼として行われていることが知られている⁽¹⁹⁾。葛葉村の名苗家の新重郎は同行者と計4人で文化7年7月8日から13日まで立山参詣をしている。この時彼は14・15の通過儀礼となる年齢ではなかったが、21才の若者ではあった。立山登拜が氷見地域の若者にこれ以前から行われていたかどうか不明である。また、立山登拜が近世の真宗信仰の篤い村で通過儀礼として認められていたかとなると疑問のある点でもある。非真宗地帯の隣国信州などの若者は、領主から夫役に駆り出される年齢の

15歳前後に抜け参りをしたのに対して⁽²⁰⁾、この地域ではそれより歳のいった20代を主とした高持農民の若者が、元禄・享保期には参宮を行うようになっていた。越中東部と異なりこの氷見地域では通過儀礼として行われるような遠隔地への旅ということになると伊勢参りの役割は大きい、本山参りも含む旅とみてよい。この元禄・享保期には真宗地帯の越中でも西部のこの地域では、参宮は男子の若者が広い世間を知り一人前の者となるための大事な旅であると理解されていたことがうかがえる。

彼等の旅も農閑期に行われるが、鞍骨村・葛葉村という氷見地域の村では6月が選択された。期間については一例しかわからなかったが、高持農民の子弟の参宮なのでその事例通り余裕のある20日ほどの期間となっていた。また、彼等の旅にもやはりリーダーとなる者や、旅の助けのために年齢の高い者が加わり、また参加する若者よりも年齢の高い下人が参加していた。

さて、この両文書には参宮願書が以後残されておらず、また村には御用留なども残されていない。このためその後における参宮の村内での実情は不明である。参宮願書が残らないのは、享保以降に参宮熱が低下したためであろうか。しかしながら名苗家文書には文化10年の「上京并参宮大和廻入用記」があり、これについては先に概略を紹介したことがある⁽²¹⁾。この参宮は本願寺参りの際のものであった。一向一揆への警戒心の高い加賀藩に対しては、本願寺参詣に特化するよりも伊勢参宮なども兼ねた方が好ましいということもあろうが、本願寺より足を伸ばし、経済都市で芝居なども盛んな大坂を回るの、新知識など情報収集と、また文化を味わう大切な機会となる。さらに畿内から伊勢へ足を伸ばすのは、名所や史跡をめぐる嗜みの俳諧・和歌や歴史への関心という知的好奇心を満たす大切な機会ともなる。このために本願寺参詣の機会には伊勢へも足を伸ばすのは自然のことであり、名苗家のような古文書を残す家には参宮も行った道中日記が後期に残されたのである。もちろん、経済的余裕のない農民の場合であれば、本願寺とその近辺だけの旅にとどまることになるであろう⁽²²⁾。

真宗地帯越中の氷見地域の村々でも後期には本願寺参詣を主にして旅が盛んに行われるようになり、資力のある者は大坂や伊勢へ回るのも不自然なことではない。こうした中で若者の通過儀礼的な遠隔地

への寺社参詣が中期以降に具体的にどうなるかが問題となる。そして、それを娘の婚姻前の遠隔地への旅や立山登拝の問題ともからめて今後史料発掘が必要となる⁽²²⁾。

註

(1) 深井甚三『幕藩制下陸上交通の研究』(吉川弘文館・1994年)2部1編2章。なおこの論文は西垣晴次編『日本民間宗教史叢書』23巻(雄山閣・1983年)に収録されたものである。

なお、筆者は先に女性の抜け参りの旅を主にした女性旅の研究を行い、上記拙著に収録した2部1編3章「関所破りと女性旅」(元は『交通史研究』27号収録)の論文のように関所抜けに重点を置いた女性旅の研究を行い、こうした関係の論文と史料を『近世女性旅と街道交通』(桂書房・1995年)にまとめている。また、近世の旅の問題を旅人に焦点を当てた『江戸の旅人たち』(吉川弘文館・1997年)もまとめているので参照されたい。

旅の研究は新城氏が取り組んだ寺社参詣旅の研究を中心に行われていたが、近年の研究は筆者が取り組んだ女性・若者と旅の関係から新たに名所や都市、地域との問題など多様な形で展開している。こうした旅の研究については青柳周一「近世旅行史研究の成果と課題」(『歴史評論』642号・2003年)や文献については西海賢二編「文献目録―旅・巡り・遊行関係文献目録補遺」(『国立歴史民俗博物館研究報告』155号・2010年)があるので参照されたい。

(2) 奈倉哲三『真宗信仰の思想史的研究』校倉書房・1990年、45頁。宮本常一『民衆の文化』(未来社・1973年、253頁)門徒の多い越後の角田浜では幕末に盛んに本願寺参詣が行われ、その中に若い女性の参加の多いことと参宮などせずに本願寺参りだけをする門徒の多いこと、ただし一部の男性には日数をかけて他の寺社も参詣した者がみられることが紹介されている(奈倉哲三『幕末民衆文化異聞』吉川弘文館・1999年、215-218頁)。

(3) 新城常三『新稿 社寺参詣の研究』塙書房・1882年、7章3節2項と3項

(4) 上記同書・同3節2項と4項

(5) 名苗家については楠瀬勝編『氷見市史』資料

編2（氷見市・2003年）の398頁，藤井家は同519頁を参照のこと。

- (6) 『氷見市史』（前註参照）では資料編2の寺社編にて参宮関係文書は名苗家のものが一点紹介されたが，他に多くの重要史料がある。このために本稿では享保以前の史料はほとんど活字にすることにした。
- (7) 前註5『氷見市史』資料編4，300頁
- (8) (15) 金沢市玉川図書館近世史料館蔵加越能文庫，寛文10年「加越能三箇国高物成帳」
- (9)～(11) (14) 氷見市名苗家文書
- (12) (17) 射水市折橋家文書
- (13) 前註5『氷見市史』資料編4，神社5号文書
- (16) 「覚」『氷見市史』資料編2，402号文書
- (18) 氷見市藤井家文書
- (19) 富山県編『富山県史』民俗編（1873年）5章6
- (20) 前出註1，深井『幕藩制下陸上交通の研究』2部1編2章の上田町人の事例参照
- (21) 前出註5『氷見市史』通史編古代・中世・近世（2006年），6章2節
- (22) 前記註2に取りあげた，越後角田浜の場合は，幕末には娘が嫁入り前に本願寺参りをするようになっていたことがわかる。また，その多くが本願寺参りのみとなっていたというのは，彼女らが若い女性であり，資金と安全から短期間での帰国を求める親の意向が関係しているのではなかろうか。

（2011年5月20日受付）

（2011年7月20日受理）

